

## 第3 協議会の基本的な仕組み

### 1 設置主体

#### (1) 県と市町村の役割

設置・運営指針では、「都道府県と市町村との役割分担は、住民に対する個別具体的な支援は身近な市町村で行い、都道府県はそのバックアップをするという一般的な原則を基本とすべきである。また、当事者やその家族の立場に立てば、身近な市町村における支援の充実が望まれているものと想定される」とし、市町村による協議会の設置を基本としています。

設置・運営指針等を補足するならば、①支援を必要とする子ども・若者の数は多く、一般的な課題といえること、②小中学校や保健センター等との連携により若者への早期支援・継続的支援が可能となること、③身近なところで相談場所や居場所を確保する必要があること、④若者支援には潜在的なニーズの掘り起こしが必要になることなどを考え、市町村が困難を有する子ども・若者の支援を行うことを基本としたものと考えられます。

#### (2) 設置単位に関する考察

県内各地で、合併に向けた取組が進展し、基礎自治体にふさわしい規模と能力を備えた市が誕生しているものの、保健所、高等学校、職業訓練、ハローワークなどの活動範囲が市町村域を超えていくケースも少なくなく、一つの市町村域だけでは、職員、他の公的機関、子ども・若者を支援するNPOなど民間事業者等の社会資源が限られる場合があります。

また、“規模の小さな自治体では、支援者と当事者の距離が近すぎて相談しづらい。”“人の目が気になるため、地域に出での社会生活の訓練は居住地と少し離れたところで行うことを当事者が好む”など、場合によっては当事者と支援者等が適切な距離をとることも求められています。さらに、ニーズが潜在化しており、当初はそれほど支援を求める数が多い可能性もあります。

こうした課題は、市町村の規模によって異なる状況にありますが、政令指定都市・中核市・特例市の場合一般的に、市内に社会資源を有し、支援の多様性・専門性・継続性などが確保でき、単独で協議会を設置できる環境にあるものと考えます。

また、町村の場合は、現状では、社会資源・支援ニーズともに限られ、町村内で連携を図っても効果的な支援が難しいことが多いものと考えられます。

そして、人口10万人規模の市の場合は、社会資源が自治体により異なっており、一概には言えず、既存の社会資源を活かしながら、もしくは、近隣の民間団体等と連携しながら単独設置する方向と、近隣の市町村と連携する方向の双方が考えられますが、青少年に関する公益法人を有する市や青少年センターを運営するための専任職員を配置する市、また、地域若者サポートステーションなどが活動拠点を置く市などにおいては、それらを総合相談窓口や指定支援機関とすることにより効果的な支援を行うことが比較的容易であるものと考えます。

#### (3) 共同設置

設置・運営指針において「複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。」と記載されているように、様々な形態の共同設置が認められていますが、一部事務組合、広域連合については、議会の議決を経た協議により規約を定める必要があることなどに留意する必要があります。

共同設置の圏域を検討するにあたっては、十分に対応できていないニートやひきこもりの支援を主眼に置く必要がありますが、厚生労働省から委託を受けてニート支援を行っている地域若者サポートステーションでは、県内5か所しかなく、その管轄と同じにしたのでは、圏域が広くなりすぎる地域があります。

一方、ひきこもり相談窓口やネットワークを有する保健所は、県内に15か所(名古屋市を除く)設置されていますが、その所管区域は、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域及び介護保険法第118条第2項第1号に規定する区域を参酌して設定されており(地域保健法第5条)、保健・医療・福祉の分野でバランスのとれた圏域として、参考になるものと考えます。

このほか、ハローワーク、少年サポートセンターなどの公的団体の圏域、これまでの近隣市町村との連携状況、既存の民間団体などの活動状況などが参考となります。(「市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置形態について(報告書)」をもとに作成)

## 2 想定される協議会の構成者

本県が愛知県子ども・若者支援地域協議会等連絡会議及び同作業チームを設置する際に、候補者の概要を調査した結果を次のとおりまとめましたので、市町村の設置する地域協議会の構成者を検討する際の参考としてください。ただし、市町村で把握が容易な機関・団体（保健センターや小中学校など）は除いています。

なお、地域協議会の構成予定者とは、個々に調整をお願いします。

### (1) 教育分野

#### ア 教育委員会

都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関で、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開するとともに、教育内容の中立公正性、継続性、安定性を確保するため設置されています。

〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）〕

（設置）

第2条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

（教育委員会の職務権限）

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- 十一 学校給食に関する事。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- 十三 スポーツに関する事。
- 十四 文化財の保護に関する事。
- 十五 ユネスコ活動に関する事。
- 十六 教育に関する法人に関する事。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

#### イ 高等学校

中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的としています。

高等学校の設置状況（平成22年度）

課程・設置者別	校数	主な内訳	備考
全日制課程 (189)	国立	2 名古屋大学教育学部附属 愛知教育大学附属	
	県立	122	
	市立	12 名古屋市設置	
	私立	53	

課程・設置者別		校数	主な内訳	備考
定時制課程 (3)	県立	1	刈谷東	刈谷東、中央、豊橋高校は 昼間定時・夜間定時併設校 ※刈谷東高校は通信制課 程も併設
	市立	2	名古屋市立中央 豊橋市立豊橋	
全日制・ 定時制併置 (30)	県立	27	旭丘、明和、愛知工業、瑞陵、 名古屋西、熱田、名南工業、 瀬戸窯業、春日井、犬山、 古知野、小牧、一宮、起工業、 津島、半田商業、横須賀、 大府、豊田西、豊田工業、 岡崎、岡崎工業、碧南、安城、 一色、豊橋工業、蒲郡	起工業高校は昼間定時併 設校
	市立	1	名古屋市立工業	
	私立	2	豊川、弥富	弥富高校は昼間定時併設校

(イ) 通信制高等学校の設置状況

設置者別		校数	主な内訳	備考
通信制高校 (5)	県立	2	旭陵、刈谷東	刈谷東は定時(昼間・夜間) 併設
	私立	3	愛知産業大学工業、 愛知産業大学三河、菊華	
広域通信制 高校	私立	—	向陽台、科学技術学園、 クラーク記念国際、 日本放送協会学園 など	

【参考】愛知県高等学校生徒指導研究会

目的：生徒指導に関する研究

会員：愛知県高等学校及び特別支援学校の教職員

支部：12支部が置かれ、支部には生徒指導部会と教育相談部会が設置されている(各部会長は  
学校長から選出)。

地区名	対象地域
1 名北	名古屋市(千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区)
2 名南	名古屋市(西区、中村区、昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、緑 区、天白区)
3 尾東	瀬戸市、春日井市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛知郡
4 尾北	犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、清須市、北名古屋市、西春日井郡、丹羽郡
5 尾中	一宮市
6 尾西	津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
7 知多	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
8 西三北	豊田市、みよし市
9 西三東	岡崎市、額田郡
10 西三南	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幡豆郡
11 東三南	豊橋市、田原市
12 東三北	豊川市、蒲郡市、新城市、北設楽郡

ウ 愛知県総合教育センター

教育についての調査・研究、教職員の研修、教育相談の実施等を行うため設置されています。センターで行っている教育相談は次のとおりです。

	一般教育相談	特別支援教育相談
相談対象	児童生徒とその保護者及び関係教職員等	障害のある幼児児童生徒とその保護者及び関係教職員等
相談内容	身体・精神、学業、不登校、いじめ、非行、進路、家庭教育等	家庭におけるしつけや養育、学校等における指導・就学等。なお、必要に応じて医師や心理判定員による面接相談も受けることができる。

〔愛知県総合教育センター条例（抜粋）〕

（設置）

第1条 教育の振興を図るため、愛知県総合教育センター（以下「センター」という。）を愛知県東郷町に置く。

（事業）

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 教育に関する専門的、技術的事項の研究に関すること。
- 二 教育関係職員の研修に関すること。
- 三 教育相談に関すること。
- 四 教育に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 五 生徒の実習に関すること。

## (2) 福祉分野

### ア 福祉事務所

社会福祉法第 14 条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る社会福祉の行政機関です。

都道府県及び市（特別区を含む）は、条例で福祉事務所を設置しなければならない（同法第 14 条第 1 項）とされており、町村は、条例で福祉事務所を設置することができる（同法第 14 条第 3 項）とされています。なお、市町村が一つだけ設置するものは、市町村の福祉部・福祉課として設置されることが多くなっています。

#### ○ 県福祉事務所の設置状況

名 称	所管区域
尾張福祉事務所 （尾張福祉相談センター）	愛知郡、西春日井郡、丹羽郡
海部福祉事務所 （海部福祉相談センター）	海部郡
知多福祉事務所 （知多福祉相談センター）	知多郡
西三河福祉事務所 （西三河福祉相談センター）	幡豆郡、額田郡
新城設楽福祉事務所 （新城設楽福祉相談センター）	北設楽郡

※福祉相談センターとは、平成 20 年 4 月の愛知県地方機関の見直しに伴い、生活保護や DV の相談などを行っている福祉事務所と、児童の養護相談などを行っている児童相談所、および障害のある方への相談・手帳等の判定業務などを行っている身体障害者・知的障害者更生相談所を統合した機関です。

### イ 児童相談所

児童福祉法第 12 条の規定に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の行政機関です。一般家庭からの児童問題の相談、専門的な調査判定、児童や保護者の指導、児童福祉施設の入所措置、児童の一時保護等を行っています。

#### ○ 県児童相談所の設置状況

名 称	所管区域
中央児童・障害者相談センター （尾張福祉相談センター）	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、愛知郡、西春日井郡
海部児童・障害者相談センター （海部福祉相談センター）	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
知多児童・障害者相談センター （知多福祉相談センター）	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
西三河児童・障害者相談センター （西三河福祉相談センター）	岡崎市、西尾市、幡豆郡、額田郡
豊田加茂児童・障害者相談センター （豊田加茂福祉相談センター）	豊田市、みよし市
新城設楽児童・障害者相談センター （新城設楽福祉相談センター）	新城市、北設楽郡
東三河児童・障害者相談センター （東三河福祉相談センター）	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
一宮児童相談センター	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡
春日井児童相談センター	春日井市、小牧市
刈谷児童相談センター	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市

ウ 発達障害者支援センター

発達障害者支援センターは、都道府県及び政令市が発達障害者支援法第14条第1項の規定に基づいて設置しており、愛知県では、平成15年5月より春日井市にある心身障害者コロニー内に「あいち発達障害者支援センター」を開所しています。

〔発達障害者支援法（抜粋）〕  
 （定義）  
 第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。  
 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。  
 （発達障害者支援センター等）  
 第14条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。 ※大都市特例あり  
 一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。  
 二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。  
 三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（次号において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。  
 四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。  
 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

作業チーム構成員からの意見

○発達障害者支援センターは県内（名古屋市を除く。）に1か所しかなく、県内全市町村の子ども・若者支援地域協議会の構成員となることは事実上不可能です。  
 ○地域協議会の趣旨は、現に困難を有する子ども・若者を支援するものであり、障害の有無、障害の種類により対象者を入口の段階で区別することは適当ではないと考えます。  
 したがって、市町村の実情に合わせて、障害者の相談・支援を実施している「相談支援事業者」や「発達障害支援指導者」などから、構成員をご検討いただきたいと思います。

【参考1】相談支援事業者

定義：障害者自立支援法に基づき、障害者児・者の保護者等からの福祉に関する各般の問題について、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と福祉サービス事業者等との連絡調整などを行う者。

【参考2】発達障害支援指導者

定義：愛知県独自の認定制度で、市町村（名古屋市を除く）において発達障害者の相談支援を担う中核となる人材。市町村からの推薦を受けて養成・認定している。

○認定状況（平成22年3月現在）

市町村名	認定者数	市町村名	認定者数	市町村名	認定者数	市町村名	認定者数
豊橋市	2名	常滑市	1名	愛西市	1名	東浦町	1名
岡崎市	2名	江南市	—	清須市	1名	南知多町	—
一宮市	2名	小牧市	3名	北名古屋市	3名	美浜町	—
瀬戸市	3名	稲沢市	1名	弥富市	1名	武豊町	1名
半田市	1名	新城市	1名	みよし市	3名	一色町	1名
春日井市	1名	東海市	1名	あま市	3名	吉良町	2名

豊川市	2名	大府市	3名	東郷町	2名	幡豆町	—
津島市	1名	知多市	1名	長久手町	2名	幸田町	—
碧南市	1名	知立市	—	豊山町	—	設楽町	1名
刈谷市	1名	尾張旭市	1名	大口町	2名	東栄町	—
豊田市	3名	高浜市	3名	扶桑町	—	豊根村	—
安城市	2名	岩倉市	1名	大治町	1名	小坂井町	—
西尾市	1名	豊明市	2名	蟹江町	1名		
蒲郡市	1名	日進市	2名	飛島村	—		
犬山市	1名	田原市	1名	阿久比町	1名		

## エ ひきこもり地域支援センター

愛知県においては、平成22年度から愛知県精神保健福祉センター内に設置し、ひきこもり状態にある本人や家族の相談、対象者の状況に応じた医療、福祉等の他機関への繋ぎ、研修、関係機関からなる連絡会議の開催、ホームページやリーフレットを用いたひきこもりの普及・啓発や地域のひきこもりに係る支援団体等の関係機関や事業等の情報発信を行っています。

	内 容	
相談対象	成人期にある者	
事業内容	相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり専門相談（予約制）、その他随時面接相談・電話相談、メール相談</li> <li>・アウトリーチ活動（ひきこもり支援サポーター「ハートフレンド」による訪問活動）</li> <li>・ひきこもり家族支援事業（NPOへの委託）</li> </ul>
	連絡協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり支援関係団体連絡会議</li> <li>・ひきこもり支援推進会議（こころの健康推進室）</li> <li>・地域継続支援ネットワーク会議（県保健所）</li> </ul>
	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり支援関係団体ガイドマップなど</li> </ul>
ひきこもり支援コーディネーターの配置状況	2名（精神保健福祉士）	

## オ 市町村社会福祉協議会

高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護）を始め、様々な福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組み、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、県内全市町村に設置されています。

### 〔社会福祉法（抜粋）〕

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## カ 民生委員児童委員協議会

民生委員法では、市においてはいくつかの区域に分けて、町村においてはその区域を1区域として「民生委員協議会」を組織することを民生委員に義務付け、民生委員が連携・協力し合うことにより職務を機能的かつ効果的に遂行するとともに、必要な知識や技術等の向上を相互に促進するようにしています。民生委員児童委員で組織するこの法定の協議会は、一般的に「地区民協」「単位民協」と呼ばれています。なお、この他に任意の団体として、地区間の連携強化や情報交換等を図るため、市においては「市民協（市民生委員児童委員協議会）」が組織されています。

民生委員は、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者ですが、同時に児童福祉法第16条第2項に基づき児童委員を兼ねるとされています。

児童委員は、地域の児童および妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、それらの者が必要な援助を受けられるようにしたり、それらの者に対する福祉サービスを行なう者との連絡調整を行なうことを職務とし、更に主任児童委員に指名されると、児童委員の連絡調整などにもあたることになります。

### 〔民生委員法（抜粋）〕

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
  - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
  - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
  - 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
  - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第20条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- 四 必要な資料及び情報を集めること。
- 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
- 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

### 〔児童福祉法（抜粋）〕

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によつて行う。

第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。

- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営む者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

○民生委員児童委員協議会の設置状況と民生委員、主任児童委員の定数（名古屋市を除く）

平成22年12月1日現在

市町村名	協議会数	民生委員 (定数)	主任児童 委員(定数)	市町村名	協議会数	民生委員 (定数)	主任児童 委員(定数)
豊橋市	36	455	72	日進市	3	84	9
岡崎市	37	440	74	田原市	3	107	7
一宮市	23	453	47	愛西市	4	104	9
瀬戸市	16	221	33	清須市	4	70	8
半田市	8	149	16	北名古屋市	2	92	6
春日井市	14	356	28	弥富市	1	62	5
豊川市	17	258	37	みよし市	1	64	4
津島市	6	86	12	あま市	3	95	6
碧南市	6	102	12	東郷町	1	37	3
刈谷市	6	140	12	長久手町	1	46	3
豊田市	26	497	52	豊山町	1	24	2
安城市	8	191	21	大口町	1	31	2
西尾市	7	117	16	扶桑町	1	37	2
蒲郡市	8	121	16	大治町	1	27	2
犬山市	6	105	11	蟹江町	1	58	3
常滑市	4	82	8	飛島村	1	10	1
江南市	6	133	12	阿久比町	1	37	2
小牧市	6	170	13	東浦町	1	63	3
稲沢市	7	185	14	南知多町	1	46	3
新城市	6	109	12	美浜町	1	41	2
東海市	5	119	12	武豊町	1	44	3
大府市	8	116	16	一色町	1	32	4
知多市	5	104	11	吉良町	1	29	2
知立市	3	102	6	幡豆町	1	27	2
尾張旭市	5	100	11	幸田町	1	38	3
高浜市	1	51	3	設楽町	1	26	2
岩倉市	1	69	3	東栄町	1	18	2
豊明市	3	88	6	豊根村	1	8	2

### (3) 保健、医療分野

#### ア 精神保健福祉センター

地域住民のこころの健康の向上と精神障害者の福祉の増進を図るための専門機関。保健所や市町村と連携して地域精神保健福祉活動を推進し、精神科医師、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理技術者、保健師などの職員が協力して仕事をしています。

県内には、愛知県が設置する愛知県精神保健福祉センターの他、名古屋市が設置する名古屋市精神保健福祉センターがあります。

#### 作業チーム構成員からの意見

愛知県精神保健福祉センターは、当面、市町村の設置する協議会の構成員となることは可能です。

〔精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抜粋）〕※

（精神保健福祉センター）

第6条 都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関（以下「精神保健福祉センター」という。）を置くものとする。

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
- 二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。
- 三 精神医療審査会の事務を行うこと。

四 第45条第1項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

五 障害者自立支援法第22条第2項又は第51条の7第2項の規定により、市町村が同法第22条第1項又は第51条の7第1項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。

六 障害者自立支援法第26条第1項又は第51条の11の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

（相談指導等）

第47条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、次条第1項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

2 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。

3 市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。次項において同じ。）は、前2項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導しなければならない。

4 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、精神保健に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するように努めなければならない。

5 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、又はこれらの者へ指導を行うに当たっては、相互に、及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

（精神保健福祉相談員）

第48条 都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行うための職員（次項において「精神保健福祉相談員」という。）を置くことができる。

2 精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定は、平成 22 年 12 月 10 日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による改正後のものです。なお、施行日は、平成 24 年 4 月 1 日までの間において政令で定める日とされています。）

イ 保健所

地域住民の健康や衛生を支える公的機関の一つであり、地域保健法に基づき都道府県、政令指定都市、中核市その他指定された市又は特別区が設置しています。

愛知県が設置する保健所は 12 所、市が設置する保健所が 3 所あります(名古屋設置分除く)。

設置者	保健所名	管轄区域
愛知県	一宮保健所	一宮市、稲沢市
	瀬戸保健所	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛知郡
	春日井保健所	春日井市、小牧市
	江南保健所	犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡
	師勝保健所	清須市、北名古屋市、西春日井郡
	津島保健所	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
	半田保健所	半田市、知多郡
	知多保健所	常滑市、東海市、大府市、知多市
	衣浦東部保健所	碧南市、刈谷市、高浜市、安城市、知立市、みよし市
	西尾保健所	西尾市、幡豆郡、額田郡
	新城保健所	新城市、北設楽郡
豊川保健所	豊川市、蒲郡市、田原市	
豊橋市	豊橋市保健所	豊橋市
豊田市	豊田市保健所	豊田市
岡崎市	岡崎市保健所	岡崎市

〔地域保健法（抜粋）〕

第5条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市、同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

2 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 10 号に規定する区域及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 118 条第 2 項第 1 号に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

第6条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

ウ 病院・診療所

平成22年12月現在、愛知県内で精神科を標榜する病院は104か所、精神科を標榜する診療所は227か所ですが、児童精神・思春期青年期の専門的な治療を行っている医療機関は、25か所程度です。

なお、市町村の設置する協議会の構成者として、先行自治体では、医師会が構成者となる例が見受けられます。

【参考】

名称	医療圏	対象市町村
名古屋市医師会	名古屋医療圏	名古屋市
海部医師会	海部医療圏	海部郡、あま市、愛西市、弥富市
津島市医師会	海部医療圏	津島市
西名古屋医師会	尾張中部医療圏	西春日井郡、北名古屋市、清須市
瀬戸旭医師会	尾張東部医療圏	尾張旭市、瀬戸市
東名古屋医師会	尾張東部医療圏	愛知郡、豊明市、日進市
一宮市医師会	尾張西部医療圏	一宮市
稲沢市医師会	尾張西部医療圏	稲沢市
岩倉市医師会	尾張北部医療圏	岩倉市
尾北医師会	尾張北部医療圏	丹羽郡、犬山市、江南市
春日井市医師会	尾張北部医療圏	春日井市
小牧市医師会	尾張北部医療圏	小牧市
半田市医師会	知多半島医療圏	半田市
東海市医師会	知多半島医療圏	東海市
知多郡医師会	知多半島医療圏	知多郡、大府市、常滑市、知多市
豊田加茂医師会	西三河北部医療圏	豊田市、みよし市
岡崎市医師会	西三河南部医療圏 ※1	岡崎市、額田郡
碧南市医師会	西三河南部医療圏 ※2	碧南市
刈谷医師会	西三河南部医療圏 ※2	刈谷市、知立市、高浜市
安城市医師会	西三河南部医療圏 ※2	安城市
西尾幡豆医師会	西三河南部医療圏 ※2	幡豆郡、西尾市
北設楽郡医師会	東三河北部医療圏	北設楽郡
新城医師会	東三河北部医療圏	新城市
蒲郡市医師会	東三河南部医療圏	蒲郡市
豊川市医師会	東三河南部医療圏	豊川市
豊橋市医師会	東三河南部医療圏	豊橋市
田原市医師会	東三河南部医療圏	田原市

この他、名古屋大学、名古屋市立大学、藤田保健衛生大学、愛知医科大学の各医師会があります。  
また、平成23年4月から西三河南部医療圏が分割され、西三河南部東医療圏（※1）と西三河南部西医療圏（※2）になります。

#### (4) 矯正、更生保護等分野

##### ア 保護観察所

名古屋保護観察所は名古屋市に置かれ、愛知県（名古屋地方裁判所管内）を管轄して、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、医療観察といった業務に当たっています。

また、名古屋保護観察所は愛知県内の保護司、更生保護女性会員、BBS会員及び協力雇用主の方並びに更生保護施設6施設と共に更生保護の諸活動を展開しています。

なお、豊橋駐在官事務所が豊橋地方合同庁舎に置かれています。

〔法務省設置法（抜粋）〕

（保護観察所）

第24条 保護観察所は、更生保護法第29条各号及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第19条各号に掲げる事務をつかさどる。

2 保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 保護観察所の内部組織は、法務省令で定める。

##### イ 保護司会

保護司は、それぞれに配属された保護区において保護司会（保護区単位）に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。

また、各保護観察所及び地方更生保護委員会に対応して、保護司会連合会（県単位）及び地方保護司連盟（例：東海北陸6県の地方単位）があり、さらに、全国を統括する社団法人全国保護司連盟が組織されています。

〔保護司法（抜粋）〕

（保護司の使命）

第1条 保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

（設置区域及び定数）

第2条 保護司は、法務大臣が都道府県の区域を分けて定める区域（以下「保護区」という。）に置くものとする。

2 保護司の定数は、全国を通じて、5万2,500人をこえないものとする。

3 保護区ごとの保護司の定数は、法務大臣がその土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮して定める。

4 第一項及び前項に規定する法務大臣の権限は、地方更生保護委員会に委任することができる。

（職務の執行区域）

第8条 保護司は、その置かれた保護区の区域内において、職務を行うものとする。但し、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときは、この限りでない。

（職務の遂行）

第8条の2 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動

二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力

三 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力

四 その他犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

〔保護司会及び保護司会連合会に関する規則（抜粋）〕

（保護司の従事する事務）

第1条 保護司法（昭和25年法律第204号。以下「法」という。）第8条の2第4号に規定す

る法務省令で定める活動は、次のとおりとする。

- 一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるために、その者を雇用する事業主の確保その他の雇用の促進を図る活動
- 二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるために、教育、医療又は福祉に関する公の団体又は機関からの協力の促進を図る活動
- 三 犯罪の予防を図るために、公私の団体又は機関からの協力の促進を図る活動
- 四 犯罪の予防に寄与する公私の団体又は機関（地方公共団体を除く。）の施策又は活動への協力
- 五 犯罪の予防に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動（計画の承認）

第2条 保護司会は、法第8条の2及び第13条第2項第1号の規定に基づき、計画を策定し、これを保護観察所の長に提出して、保護司がその計画に定める事務を職務として行うことの承認を得ることができる。

（保護司会の任務）

第4条 法第13条第2項第4号に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保護司の職務に関する研修
- 二 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝
- 三 保護司の人材確保の促進に関する活動

（保護司会の会則）

第5条 保護司会は、会則を定めなければならない。

2 保護司会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 会員に関する事項
- 四 役員に関する事項
- 五 会議に関する事項
- 六 会計に関する事項
- 七 会則の変更に関する事項

（保護司会の会員）

第8条 保護司は、その置かれた保護区に組織される保護司会の会員となる。

（保護司会の役員）

第9条 保護司会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、保護司会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会則の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

○県内の保護区（名古屋市を除く）

保護区（定数）	区域	保護区（定数）	区域
愛知（48）	豊明市、日進市、愛知郡	海部（78）	あま市、愛西市、海部郡、 弥富市
瀬戸（55）	瀬戸市、尾張旭市		
春日井（75）	春日井市	岡崎（127）	岡崎市、額田郡
小牧（52）	小牧市	碧南（39）	碧南市、高浜市
西春日井（49）	清須市、北名古屋市、西春日井郡	刈谷（59）	刈谷市、知立市
半田（37）	半田市	豊田（159）	豊田市、みよし市
東知多（47）	知多郡	安城（52）	安城市
西知多（102）	常滑市、知多市、東海市、 大府市	西尾（34）	西尾市
		幡豆（22）	幡豆郡
一宮（120）	一宮市	豊橋（125）	豊橋市
犬山（30）	犬山市、丹羽郡（扶桑町）	豊川（57）	豊川市
江南（52）	江南市、岩倉市、丹羽郡 （大口町）	蒲郡（27）	蒲郡市
		新城（25）	新城市
稲沢（39）	稲沢市	設楽（19）	北設楽郡
津島（21）	津島市	田原（27）	田原市

## ウ 少年鑑別所

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、その心身の状態を科学的方法で調査・診断し、非行の原因を解明して処遇方針を立てるための法務省所管の施設です。愛知県においては、名古屋少年鑑別所が設置されています。

〔法務省設置法（抜粋）〕

（少年鑑別所）

第 11 条 少年鑑別所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 少年法第 17 条第 1 項第 2 号の規定により送致された者を収容するとともに、家庭裁判所の行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分及び懲役又は禁錮の言渡しを受けた 16 歳未満の少年に対する刑の執行に資するため、少年の資質の鑑別を行うこと。

二 家庭裁判所、刑事施設の長、少年院の長、地方更生保護委員会及び保護観察所の長以外の者からの求めによる少年の資質の鑑別を行うこと。

三 第 1 号に規定する者のほか、法令の規定により少年鑑別所に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容すること。

2 法務大臣は、少年鑑別所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、少年鑑別所の分所を設けることができる。

3 少年鑑別所及びその分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

### 【参考】ちくさ青少年相談室

名古屋少年鑑別所では、ちくさ青少年相談室を開設し、子どもの問題について家族、先生などからの相談に応じており、心理学の専門家が必要な検査、カウンセリング、助言などを行っています。

## エ 警察

県内に設置されている警察署は 46 署、名古屋市内を所管する警察署を除く各署の名称と所管区域は次のとおりです。

警察署名	所管地域	警察署名	所管地域
守山	守山区、尾張旭市	常滑	常滑市
愛知	豊明市、日進市、愛知郡	刈谷	刈谷市
瀬戸	瀬戸市	碧南	碧南市、高浜市
春日井	春日井市	安城	安城市、知立市
小牧	小牧市	西尾	西尾市、幡豆郡
西枇杷島	清須市、北名古屋市、西春日井郡	岡崎	岡崎市、額田郡
江南	江南市、岩倉市、丹羽郡（大口町）	豊田	豊田市、みよし市
犬山	犬山市、丹羽郡（扶桑町）	足助	旧東加茂郡
一宮	一宮市	設楽	北設楽郡
稲沢	稲沢市	新城	新城市
津島	津島市、あま市、愛西市、海部郡（大治町）	豊川	豊川市
蟹江	弥富市、海部郡（蟹江町、飛島村）	蒲郡	蒲都市
半田	半田市、知多郡	豊橋	豊橋市
東海	東海市、大府市	田原	田原市
知多	知多市	中部空港	中部空港

【参考】少年サポートセンター

愛知県警察では、名古屋・春日井・一宮・半田・岡崎・豊橋の県内6カ所に「少年サポートセンター」を設置し、少年問題に関して専門の警察官及び少年補導職員が中心となり、関係機関やボランティア等と連携して、街頭補導、被害少年支援、少年相談、立ち直り支援、広報等の幅広い活動を行っています。

名称		所管区域
少年サポートセンター	名古屋	名古屋市、尾張旭市
	春日井	瀬戸市、春日井市、小牧市、清須市、北名古屋市、西春日井郡
	一宮	一宮市、稲沢市、江南市、岩倉市、犬山市、津島市、愛西市、あま市、弥富市、丹羽郡、海部郡
	半田	豊明市、日進市、半田市、東海市、大府市、知多市、常滑市、知多郡、愛知郡
	岡崎	豊田市、刈谷市、碧南市、高浜市、安城市、知立市、西尾市、岡崎市、みよし市、幡豆郡、額田郡
	豊橋	豊橋市、田原市、蒲郡市、豊川市、新城市、北設楽郡

## (5) 雇用分野

### ア 公共職業安定所（ハローワーク）

地域に密着した総合的雇用サービス機関として、求人の受理や職業の紹介を始め、雇用に関する各種の相談・指導を行っています。また、求職者のためにはその能力や適性・技能・経験に応じて就職できるよう、各種の協力・援助等を行うとともに、離職者に対しては、一定の生活水準の維持と就職に向けた各種の支援を行うなど雇用の安定を図るため、公共職業訓練のあっせん、雇用保険の受給手続き及び交付などを行っています。

〔職業安定法（抜粋）〕

（公共職業安定所）

第8条 公共職業安定所は、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために必要な業務を行い、無料で公共に奉仕する機関とする。

2 公共職業安定所長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、所務をつかさどり、所属の職員を指揮監督する。

所名	管轄区域	所名	管轄区域
名古屋中	西区、中村区、中区、中川区、北区、北名古屋市、清須市、西春日井郡	津島	津島市、愛西市、稲沢市(平和町)、弥富市、あま市、海部郡
名古屋南	瑞穂区、熱田区、港区、南区、緑区、豊明市	刈谷	刈谷市、安城市、知立市、高浜市、大府市
名古屋東	千種区、昭和区、名東区、天白区、東区、守山区、日進市、愛知郡	碧南出張所	碧南市
豊橋	豊橋市、田原市	西尾	西尾市、幡豆郡
岡崎	岡崎市、額田郡	犬山	犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡
一宮	一宮市、稲沢市（平和町を除く）	豊川	豊川市
半田	半田市、常滑市、東海市、知多市、知多郡	蒲郡出張所	蒲郡市
瀬戸	瀬戸市、尾張旭市	新城	新城市、北設楽郡
豊田	豊田市、みよし市	春日井	春日井市、小牧市

### 【参考】ハローワーク関連施設

#### ①あいちマザーズハローワーク

子育てしながら働きたい方を応援。再就職に向けて就職活動を支援するきめ細かいサービスの提供と職業相談及び職業紹介を行う。

#### ②名古屋人材銀行

管理職・技術職・専門職の雇用と就職を専門的に取り扱う。

#### ③愛知新卒応援ハローワーク（ゆ〜じゃん・ハローワークあいち）

大学等を卒業される学生（卒業後3年以内の方も含む。）とおおむね40歳未満の若者を対象として、雇用に関する各種の情報を提供するとともに、職業相談及び職業紹介を行う。

#### ④名古屋中公共職業安定所学卒部門

名古屋市内3安定所の求人受付を含む学卒関係業務を集中化して行う。

#### ⑤キャリアアップハローワークあいち

原則、非正規労働者の方でマンツーマン（担当者制）による一貫した個別職業指導・職業紹介、個別求人の開拓を行う。

#### ⑥名古屋外国人雇用サービスセンター

留学生を含む外国人労働者の方に対する職業相談、職業紹介、求人情報の提供を行う。

## イ ジョブカフェ

平成 15 年に国が策定した「若者自立・挑戦プラン」の中核的施策に位置付けられたもので、地域の実情に合った若者の能力向上と就職促進を図るため、若年者(学生及び 40 歳未満の若者)が雇用関連サービスを 1 カ所でまとめて受けられるようにしたワンストップサービスセンターです。愛知県においては、企業・学校等の協力のもとで、愛知県と愛知労働局が連携してヤング・ジョブ・あいち(名古屋市中区)を運営しています。

	運営主体	業務内容(平成 22 年度)
あいち若者職業支援センター	愛知県、 社団法人愛知県雇用開発協会(愛知労働局からの受託事業を実施)	若年者で仕事を探している方を対象に、職業選択サポート(就職基礎力アップ講座開催、職業訓練案内、ジョブカード作成)、心理の専門家による就職相談、家族就職相談、職業意識啓発に関する事業を行う。
愛知新卒応援ハローワーク(ゆ〜じゃん・ハローワークあいち)	名古屋中公共職業安定所(関連施設)	大学生等および卒業後 3 年以内の既卒者、40 歳未満の若年者で仕事を探している方を対象に、求人・企業情報の提供、職業相談、職業紹介(紹介状の交付)、セミナー等の実施などの様々な支援を行う。

### 【参考】社団法人愛知県雇用開発協会(名古屋市中区)

平成 19 年 4 月 1 日に社団法人愛知県雇用開発協会と社団法人愛知県障害者雇用促進協会が統合してできた社団法人で、高齢者及び障害者の雇用管理に関する諸問題、並びに若年労働力の確保対策を円滑に進めるための各種事業を関係行政機関と連携して行うことにより、労働者の福祉の向上と県内産業の発展に寄与することを目的としています。

## ウ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行っています。愛知県においては、機構の地域障害者支援センターとして、愛知障害者職業センター(名古屋市)及び愛知障害者職業センター豊橋支所が設置されています。

### 〔独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(抜粋)〕

#### (業務の範囲)

第 1 条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 高齢者等(高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 49 条第 1 項に規定する高齢者等をいう。以下同じ。)の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。
- 二 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
- 三 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。
- 四 障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項に規定する障害者職業センターをいう。)の設置及び運営を行うこと。
- 五 障害者職業能力開発校(職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 15 条の 6 第 1 項第 5 号に規定する障害者職業能力開発校をいう。)のうち同法第 16 条第 5 項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。
- 六 納付金関係業務(障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項に規定する納付金関係業務をいう。)並びに同法第 73 条第 1 項、第 74 条第 1 項及び第 74 条の 2 第 1 項に規定する業務を行うこと。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### 〔障害者の雇用の促進等に関する法律(抜粋)〕

#### (障害者職業センターの設置等の業務)

第 19 条 厚生労働大臣は、障害者の職業生活における自立を促進するため、次に掲げる施設(以

下「障害者職業センター」という。)の設置及び運営の業務を行う。

- 一 障害者職業総合センター
- 二 広域障害者職業センター
- 三 地域障害者職業センター

2 厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。

エ 公共職業能力開発施設

(ア) 愛知県の公共職業能力開発施設

新規学卒者、離転職者等を対象として労働者としての能力開発を実施し、職業の安定と労働者の地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき設立された施設です。

	名称	設置根拠等
職業能力開発校	愛知県立高等技術専門学校 ・名古屋高等技術専門学校(名古屋市) ・岡崎高等技術専門学校(岡崎市) ・一宮高等技術専門学校(一宮市) ・窯業高等技術専門学校(瀬戸市) ・高浜高等技術専門学校(高浜市) ・東三河高等技術専門学校(豊川市)	法第15条の6第1項第1号に定める施設を、法第16条第4項の規定に基づき愛知県労働者福祉施設条例で定めて設立
障害者職業能力開発校	国立愛知障害者職業能力開発校(豊川市)	法第16条第5項の規定に基づき愛知県が国から委託を受けて運営している、法第15条の6第1項第5号の障害者職業能力開発校
	愛知県立春日台職業訓練校(春日井市)	法第16条第2項

〔職業能力開発促進法(抜粋)〕

(国及び都道府県が行う職業訓練等)

第15条の6 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を第16条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるものについては、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。

一 職業能力開発校(普通職業訓練(次号に規定する高度職業訓練以外の職業訓練をいう。以下同じ。)で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。)

二 職業能力開発短期大学校(高度職業訓練(労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。)で長期間及び短期間の訓練課程(次号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程を除く。)のものを行うための施設をいう。以下同じ。)

三 職業能力開発大学校(高度職業訓練で前号に規定する長期間及び短期間の訓練課程のもの並びに高度職業訓練で専門的かつ応用的な職業能力を開発し、及び向上させるためのものとして厚生労働省令で定める長期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。)

四 職業能力開発促進センター(普通職業訓練又は高度職業訓練のうち短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。)

五 障害者職業能力開発校(前各号に掲げる施設において職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して行うその能力に適応した普通職業訓練又は高度職業訓練を行うための施設をいう。以下同じ。)

(公共職業能力開発施設)

第16条 国は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を設置し、都道府県は、職業能力開発校を設置する。

2 前項に定めるもののほか、都道府県は職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校(次項において「職業能力開発短期大学校等」と

いう。)を、市町村は職業能力開発校を設置することができる。

3 (省略)

4 公共職業能力開発施設の位置、名称その他運営について必要な事項は、国が設置する公共職業能力開発施設については厚生労働省令で、都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設については条例で定める。

5 国は、第1項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。

※地域主権改革一括法案(職業能力開発促進法の一部改正を含む法案)が、先の臨時国会(平成22年12月3日閉会)に提出されていましたが、審議途中で会期末を迎えたことに伴い、継続審議扱いとなっていることに留意が必要です。

#### (イ) 独立行政法人雇用・能力開発機構愛知センター

愛知センターでは、独立行政法人雇用・能力開発機構(厚生労働省所轄)の愛知県におけるサービス提供窓口として、雇用機会の創出や魅力ある職場づくりを支援するための「雇用開発」並びに、勤労者や求職者の方々の職業能力の開発及び向上を図るための「能力開発」に関する総合的なサービスを行っています。

名称	内容
愛知センター(名古屋市中区)	雇用・能力開発機構が提供する各種支援サービスの総合窓口
中部職業能力開発促進センター(ポリテクセンター中部)(小牧市)	求職者のための職業訓練、在職者向け職業訓練の実施施設
中部職業能力開発促進センター名古屋港湾労働分所(ポリテクセンター名古屋港)(名古屋市港区)	求職者のための職業訓練、学卒者向け職業訓練の実施施設

〔独立行政法人雇用・能力開発機構法(抜粋)〕

(他の法令の準用)

第23条 職業能力開発促進法その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

※「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案」が、先の臨時国会(平成22年12月3日閉会)に提出されていましたが、審議途中で会期末を迎えたため、継続審議扱いとなっていることに留意が必要です。

#### オ 地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション(通称「サポステ」)は、国が市町村の推薦と県の同意に基づき、各地域で若者支援に積極的に取り組んでいるNPO法人などの民間団体を選定して事業委託を行い、国が相談業務等の基盤的事項を、地方自治体がそれぞれの地域の実情に応じた事項(心理カウンセリングや自立支援プログラム等)を実施し、国と地方自治体が協働して地域のニーズを踏まえた必要な事業を展開しています。

平成22年4月現在

施設の名称	運営主体	活動地域
なごや若者サポートステーション	NPO法人ICDSキャリア・デザイン・サポーターズ	名古屋市
ちた地域若者サポートステーション	NPO法人エンド・ゴール	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
安城若者サポートステーション	NPO法人育て上げネット中部虹の会	安城市、刈谷市、碧南市、知立市、高浜市、豊田市、岡崎市、西尾市
がまごおり若者サポートステーション	NPO法人青少年自立援助センター北斗寮	蒲郡市、豊川市、田原市、幸田町、幡豆町、吉良町、一色町
とよはし若者サポートステーション	NPO法人いまから	豊橋市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村

カ 障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者に対し、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関との連携の拠点となって、併設施設での基礎訓練の実施や事業主等による職業準備訓練のあっせんなどの就業支援及び就業に伴う生活に関する指導・助言などの生活支援を実施しています。知事が公益法人、社会福祉法人等を「障害者就業・生活支援センター」として指定しており、雇用安定事業は愛知労働局から、生活支援事業は国庫補助に県費を加え、県（健康福祉部）からセンター指定団体に委託しています。

厚生労働省では障害者就業・生活支援センターについて、都道府県が定める障害保健福祉圏域ごとに1か所ずつの設置を目指しています。

<p>障害者の雇用の促進等に関する法律（抜粋） （指定）</p> <p>第33条 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>（業務）</p> <p>第34条 前条の指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。</p> <p>二 支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センターその他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあっせんすること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。</p>
---

平成22年8月現在

施設の名称	運営主体	活動地域
豊橋障害者就業・生活支援センター	社会福祉法人岩崎学園	東三河地域
知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」	社会福祉法人愛光園	知多地域
なごや障害者就業・生活支援センター	社会福祉法人共生福祉会	名古屋市内、名古屋市周辺
西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪（りんりん）」	社会福祉法人愛恵協会	西三河南部福祉圏域
尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」	社会福祉法人檜の木福祉会	尾張西部福祉圏域
尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」	社会福祉法人養楽福祉会	尾張北部福祉圏域
尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」	社会福祉法人ひまわり福祉会	尾張東部福祉圏域、名古屋市の一部
西三河北部障がい者就業・生活支援センター	社会福祉法人豊田市福祉事業団	西三河北部福祉圏域

※活動地域を名古屋市とする施設を除く。

キ 商工会議所・商工会

(ア) 商工会議所

商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とした特殊法人です。政策提案、商工業に関する調査広報、商工業の振興対策などを事業として行っています。

商工会議所の地区は、原則、市の区域とされ、地区内の特定商工業者（従業員の数、資本金など法で定める要件を満たす者）の過半数の同意や経済的基礎・施設・職員を有することが設立要件となります。

〔商工会議所法（抜粋）〕

（事業の種類）

第九条 商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

- 一 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- 二 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- 三 商工業に関する調査研究を行うこと。
- 四 商工業に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。
- 五 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。
- 六 輸出品の原産地証明を行うこと。
- 七 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- 八 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。
- 九 商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行うこと。
- 十 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあつ旋を行うこと。
- 十一 商事取引に関する仲介又はあつ旋を行うこと。
- 十二 商事取引の紛争に関するあつ旋、調停又は仲裁を行うこと。
- 十三 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- 十四 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。
- 十五 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。
- 十六 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- 十七 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- 十八 前各号に掲げるものの外、商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

愛知県内には、次の22の商工会議所が設置され、商工会議所同士の連絡調整を行うため、愛知県商工会議所連合会が組織されています。

名古屋商工会議所、豊橋商工会議所、岡崎商工会議所、豊田商工会議所、春日井商工会議所  
半田商工会議所、瀬戸商工会議所、蒲郡商工会議所、犬山商工会議所、刈谷商工会議所  
稲沢商工会議所、一宮商工会議所、小牧商工会議所、安城商工会議所、大府商工会議所  
常滑商工会議所、豊川商工会議所、碧南商工会議所、西尾商工会議所、津島商工会議所  
江南商工会議所、東海商工会議所

(イ) 商工会

商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とした特殊法人です。商工業に関する調査広報、商工業の振興対策などを事業として行っています。

商工会の地区は、主として町村の区域とされ、地区内の商工業者の過半数の同意や経済的基礎などを有することが設立要件となります。

〔商工会法（抜粋）〕

（事業の範囲）

第11条 商工会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

- 一 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- 二 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 商工業に関する調査研究を行うこと。
- 四 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- 五 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
- 六 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- 七 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- 八 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- 九 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- 十 前各号に掲げるもののほか、商工業者の委託を受けて当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理し、その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

愛知県内には、次の商工会が設置され、商工会の運営指導をはじめ、商工会の健全な発達と商工業の振興に寄与するため、愛知県商工会連合会が組織されています。

	商工会名
愛知支部	鳴海商工会、有松商工会、守山商工会、豊明市商工会、東郷町商工会、日進市商工会、長久手町商工会、尾張旭市商工会
西春日井支部	清須市商工会、北名古屋市商工会、豊山町商工会
尾北支部	岩倉市商工会、扶桑町商工会、大口町商工会
尾中葉支部	尾西商工会、祖父江町商工会、平和町商工会、木曾川商工会
海部支部	甚目寺町商工会、大治町商工会、美和商工会、七宝町商工会、愛西市商工会、蟹江町商工会、弥富市商工会、飛島村商工会
知多支部	阿久比町商工会、東浦町商工会、知多市商工会、内海商工会、豊浜商工会、師崎商工会、美浜町商工会、武豊町商工会
西三河支部	高浜市商工会、知立市商工会、岡崎市六ツ美商工会、一色町商工会、吉良町商工会、幡豆町商工会、幸田町商工会、岡崎市ぬかた商工会
豊田西加茂支部	みよし商工会、藤岡商工会、小原商工会
豊田東加茂支部	足助商工会、下山商工会、旭商工会、稲武商工会
北設楽支部	設楽町商工会、東栄町商工会、津具商工会、豊根村商工会
南新支部	新城市商工会、鳳来商工会、作手商工会
東三河支部	音羽商工会、一宮商工会、小坂井商工会、御津町商工会、田原市商工会、渥美商工会

## (6) 総合相談等

既掲載分を除く主な相談窓口は次のとおりです。

なお、内閣府ホームページ「児童虐待、いじめ、ひきこもり、不登校等についての相談・通報窓口」(<http://www8.cao.go.jp/youth/soudan/index.html>) も参照してください。

### ア 少年（補導）センター

根拠法令	条例又は規則等
所管省庁	内閣府
設置主体	市町村
機関の業務	ア 街頭補導、イ 環境浄化活動、ウ 少年相談、エ 広報啓発
相談業務の概要	青少年問題に関する相談

### イ 教育相談所

根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条
所管省庁	文部科学省
設置主体	都道府県及び市町村（教育委員会）
機関の業務	教育についての調査・研究、教職員の研修、教育相談の実施等を行う。
相談業務の概要	教育・健康・家庭・非行等に関する相談

### ウ 家庭児童相談室

根拠法令	家庭児童相談室設置運営要綱
所管省庁	厚生労働省
設置主体	都道府県又は市町村が設置する福祉事務所
機関の業務	家庭児童相談室においては、福祉事務所が行う児童福祉に関する業務のうち、専門的技術を必要とする業務を行う。
相談業務の概要	同上

出典：内閣府ホームページ「主な青少年相談機関の概要」

### エ 子ども・若者の支援に携わるNPO

「あいち子ども・若者支援ガイドマップ」掲載のNPOを参照してください。

(7) 参考(作業チーム構成機関・団体の相談支援概要)

子ども・若者支援(春日井市)における役割分担を整理するために、作業チーム構成員の意見をもとに一覧表にまとめました(大括りでまとめたものであり、例外的に実施しているケースまで正確に反映していません)。行政機関での対応が十分ではない種類の支援として、医療機関の行う治療行為、NPOなど民間団体で行う「訪問支援」、「居場所」、「就業支援」などがあり、関係機関・団体との連携が必要です。

なお、役割分担は、設置・運営指針の記載例に従いましたが、作業チーム構成員からは「本表は、精神疾患を有するひきこもり支援を中心に置いているが、子ども・若者育成支援推進法の対象はニート支援などもっと広いのではないか」との意見がありました。

作業チーム構成機関・団体		春日井市民生委員・児童委員協議会(同委員)	春日井地区保護司会(保護司)	春日井警察署	医療機関(例)	県精神保健福祉センター	春日井保健所	あいち発達障害者支援センター	発達障害支援指導者	春日井市社会福祉事務所	春日井児童相談センター	なごや若者サポステ(NPO法人ICDS)	NPO法人なでしこの会	NPO法人名古屋オレンジの会	NPO法人社会教育ネット	春日井公共職業安定所	春日井市教育委員会	春日井市内高等学校校長会(春日井工業高校)
① 家族相談	相談	○ (関係機関の紹介)	○ (犯罪をした者、非行少年)	○ (非行少年)	○	○	○	○ (発達障害)	○ (発達障害)	○ (障がい・生活環境改善)	○ (18歳未満の児童)	○	○	○	○ (ニート・フリーター)	×	○ (不登校)	○ (不登校)
	個別家族支援	×	×	○ (非行少年)	×	○	○	×	○ (発達障害)	○ (障がい・生活環境改善)	○ (18歳未満の児童)	○	○	○	×	×	○ (不登校)	○ (不登校)
	家族会の紹介	×	×	×	○	○	○	△ (発達障害)	×	△	×	×	○ (家族会活動)	○ (家族会活動)	×	×	×	×
	家族療法(※1)	×	×	×	×	○	△ (≠心理療法)	×	×	×	×	×	○	△ (≠心理療法)	×	×	×	×
② 本人へのアプローチ	相談	○ (関係機関の紹介)	○ (犯罪をした者、非行少年)	○ (非行少年)	○	○	○	○ (発達障害)	○ (発達障害)	○ (障がい・生活環境改善)	○	○	○	○	○ (ニート・フリーター)	○ (フリーター)	○ (不登校)	○ (不登校)
	カウンセリング	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○	○	△ (≠心理療法)	△ (≠心理療法)	×	×	○ (不登校)	○ (不登校)
	訪問支援などの本人へのアプローチ	×	○ (犯罪をした者、非行少年)	○ (非行少年)	○ (患者)	○	△	×	×	△ (障がい・生活環境改善)	○ (18歳未満の児童)	○	○	○	×	×	○ (不登校)	○ (不登校)
	心理治療	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	精神科治療	×	×	×	○	×	△ (医師相談)	×	×	×	×	△ (医師相談)	×	×	×	×	×	×
③ 集団適応支援	居場所作り	×	○ (犯罪をした者、非行少年)	○ (非行少年)	×	○ (デイケア)	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○ (適応指導教室)	×
	集団療法、デイケア(※2)	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×
④ 就業支援、修学・復学支援	就業支援	×	○ (犯罪をした者、非行少年)	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○ (就業体験)	○ (就業体験)	○	○	○ (進路指導)	○ (進路指導)
	修学・復学支援	×	○ (犯罪をした者、非行少年)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○

※1 問題を抱えた個人だけに焦点を当てるのではなく、その個人を取り巻く家族を対象にし、家族全体で問題とされる事柄を話し合ったり、家族自身の力で問題解決していくことを援助するための心理療法

※2 人と付き合うのが苦手、仕事に行っても長続きしない、働く自信がまだ持てないなどの悩みを持つ人に、社会参加する為の治療として行われるもの(レクリエーションや創作活動、料理、スポーツ、グループでの外出などを通して治療訓練を行う)

